



福岡県医発第1960号(地)

平成20年12月17日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する
政令の施行に伴う医療機関等における留意事項について

後期高齢者医療制度の運営に関して、本年9月9日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームによる「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」に基づき、『長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について』がとりまとめられ、これを踏まえ、見直しに係る改正政令が11月21日に公布された旨、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

今回の改正は、

①月の途中で75歳となり後期高齢者医療制度に移行する場合、移行前と後の医療保険制度において、それぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じ得る。

②後期高齢者医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割になるという問題。

について、見直しを行うものであります。

①に関しては、従前と同様の限度額となるよう75歳に到達した月は、移行前と後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来の額の2分の1に設定する取扱いとするものであります。

②に関しては、平成20年4月以降の現役並み所得者の判定方法に変更が生じ、それに伴い、平成20年8月1日から平成22年7月31日の間については、平成20年8月1日以降の現役並み所得者の判定について、「世帯内の被保険者」の所得及び収入で判定することとなるが、この判定基準の変更によって新たに現役並み所得者となった者については、平成22年7月31日まで『自己負担限度額』を一般(44,400

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

円)に据え置くとの経過措置が設けられましたことは、平成20年8月22日付福県医発第1137号(地)「「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について」でご案内申し上げましたが、今回の改正において、さらに自己負担の割合が「1割から3割になる問題」について、従前と同様1割にするという取扱いとすることになります。

①及び②ともに、平成21年1月から実施されることとなりますので、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、添付資料の厚生労働省保険局高齢者医療課「事務連絡」(別紙1)をご参照くださいますようお願いいたします。

平成 20 年 12 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤 原



高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する
政令の施行に伴う医療機関等における留意事項について

後期高齢者医療制度の運営に関して、本年 9 月 9 日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームによる「平成 21 年（度）における高齢者医療の負担のあり方について」に基づき、『長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について』がとりまとめられ、これを踏まえ、見直しに係る改正政令が 11 月 21 日に公布されたところであります。

今回の改正は、

- ① 月の途中で 75 歳となり後期高齢者医療制度に移行する場合、移行前と後の医療保険制度において、それぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が 2 倍になるという問題が生じ得る。
- ② 後期高齢者医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が 1 割から 3 割になるという問題。

について、見直しを行うものであります。

①に関しては、従前と同様の限度額となるよう 75 歳に到達した月は、移行前と後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来の額の 2 分の 1 に設定する取扱いとするものであります。

②に関しては、平成 20 年 4 月以降の現役並み所得者の判定方法に変更が生じ、それに伴い、平成 20 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日の間については、平成 20 年 8 月 1 日以降の現役並み所得者の判定について、「世帯内の被保険者」の所得及び収入で判定することとなるが、この判定基準の変更によって新たに現役並み所得者となった者については、平成 22 年 7 月 31 日まで『自己負担限度額』を一般（44,400 円）に据え置くとの経過措置が設けられましたことは、平成 20 年 8 月 8 日（保 125）「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について」でご案内申し上げましたが、今回の改正において、さらに自己負担の割合が「1 割から 3 割になる問題」について、従前と同様 1 割にするという取扱いとすることになります。

①及び②ともに、平成 21 年 1 月から実施されることとなりますので、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、添付資料の厚生労働省保険局高齢者医療課「事務連絡」をご参照くださいますようお願いいたします。

《添付資料》

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令
（平 20. 11. 21 官報（号外第 2 5 6 号））
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行について
〔 平 20. 11. 21 老発第 1121001 号 厚生労働省老健局長
保発第 1121001 号 厚生労働省保険局長 〕
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う医療機関等
における留意事項について
（平 20. 11. 25 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

- 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令(三三二)
- 地域再生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(三三三)
- 国有財産法施行令の一部を改正する政令(三三四)
- 港湾法施行令の一部を改正する政令(三三五)
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(三五六)
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(三三七)
- 〔府 令〕
- 地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七一)
- 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(同七二)

〔官庁報告〕

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示
(秋田労働局最低賃金公示二一四、千葉同七、八、石川同二、福井同二一五、京都同二一六、和歌山同二、徳島同二一四、愛媛同五、六)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所
再生関係

本号で公布された
法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第三三五号)(総務省)

1 平成二十一年四月一日から熊谷市を地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市として指定することとした。

2 この政令は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第三三三号)(内閣官房)

1 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三六号)の一部の施行に伴い、地域再生法施行令(平成十七年政令第一五一号)等について所要の規定の整理を行うこととした。(本則関係)

2 この政令は、平成二十一年二月一日から施行することとした。

◇国有財産法施行令の一部を改正する政令(政令第三五四号)(財務省)

1 庁舎等の合築を行うために行政財産である国有地の貸付けをすることができる相手方の法人として、民法第三四条の法人が廃止されることに伴い、公益社団法人及び公益財団法人を定めることとした。(第二二条の三第二号関係)

2 この政令は、平成二十一年二月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令(政令第三三五号)(国土交通省)

1 開発保全航路のうち中ノ瀬航路、浦賀水道航路及び来島海峡航路の区域を変更することとした。(別表第二関係)

2 この政令は、平成二十一年二月一日から施行することとした。

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三五六号)(環境省)

1 環境への排出量等の把握に関する措置及び事業者による性状及び取扱に関する情報の提供に関する措置の対象となる第一種指定化学物質として、四六二物質を指定することとした。(第一条、第四条及び別表第一関係)

2 事業者による性状及び取扱に関する情報の提供に関する措置の対象となる第二種指定化学物質として、一〇〇物質を指定することとした。(第二条、第六条及び別表第二関係)

3 環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に、医療業を追加することとした。(第三三条関係)

4 この政令は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五十三条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量(以下「排出量等」という。)並びに平成二十三年以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 舩添 要一
経済産業大臣 臨時代理
国務大臣 甘利 明

環境大臣 斎藤 鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

政令第三百五十七号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七條第一項第二号及び第八十四條第二項(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十四條第一項第三号及び第九十五條第二項(同法第九十五條第二項)第二項及び第九十九條において準用する場合を含む。)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八條第一項第三号及び第三十一條第二項(同法第三十一條第二項)において準用する場合を含む。)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第五十五條第二項第三号、同法第六十條第二項(同法第六十條第二項)において準用する場合を含む。)(これらの規定を私立学校教職員共済法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十五條において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十二條第一項第四号及び第五十七條第二項(同法第五十七條第二項)において準用する場合を含む。)、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十一号)第五十七條第一項第三号及び第六十二條第二項(同法第六十二條第二項)において準用する場合を含む。並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一條第二項において準用する同法第五十一條第二項及び第六十一條第二項において準用する同法第六十一條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項を次のように改める。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円)に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者(その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未満の法第七條第三項に規定する加入者(以下この号において「加入者」という。))がいるものに限り、及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

第十四條第一項中「から次項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号中「次項」を「から第三項まで」に改め、同項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「次条第三項第二号」を「次条第四項第二号」に改め、同項第一号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高額療養費は、法第五十二條第一号に該当するに至つたことにより月の初日以外の日において被保険者の資格を取得した者が、同日の属する月(同日以後の期間に限る。)に受けた療養(次条及び第十六條第一項において「七十五歳到達時特例対象療養」という。)に係る次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額が、高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、当該控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者が受けた療養(特定給付対象療養を除く。)に係る前項第一号イからヌまでに掲げる額を合算した額

二 被保険者が受けた特定給付対象療養について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

第十五條第一項第二号中「同項」の下に「又は同条第二項」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に、「次条第一項第一号ロ」を「次条第二号並びに次条第一項第一号ロ及び第二号ロ」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、「一万円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五千円」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「定める額」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「定める額」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額」を加え、同項第一号中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 二万二千二百円

二 前項第二号に掲げる者 四万五千円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円)から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

三 前項第三号に掲げる者 一万二千三百円

四 前項第四号に掲げる者 七千五百円

第十六條第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第一号(ロを除く。中「入院療養」の下に「七十五歳到達時特例対象療養を除く。))を加え、同項第二号「第十四條第五項」を「第十四條第六項」に改め、同項第二号中「もの」の下に「七十五歳到達時特例対象療養を除く。))」を加え、同項ロ中「前号ロ」を「第一号ロ」に改め、同項ハ中「前号ハ」を「第一号ハ」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一項を加える。

二 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。） 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 二万二千二百円

ロ 前号ロに掲げる者 四万五千円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。）

ハ 前号ハに掲げる者 一万二千三百円

ニ 前号ニに掲げる者（第十四条第六項に該当していることにつき認定を受けている者を除く。） 七千五百円

第十六条第一項に次の一号を加える。

四 前号の厚生労働大臣が定める療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。） 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 六千円

ロ 第一号ロに掲げる者 二万二千二百円

ハ 第一号ハ又は第二号ニに掲げる者 四千円

第十六条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三項中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に、「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第四項及び第五項」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第四項及び第五項」に改める。

第十六条の二第一項第一号中、「第二項又は第五項」を「から第三項まで又は第六項」に改める。附則第八條第一項第二号中「平成二十二年七月」を「十二月」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）
第二条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 被保険者及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者

二 被保険者（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいらない者であつてその被扶養者であつた者（法第三十三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者であつて、同項ただし書に該当するに至つた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するものをいう。以下この号において同じ。）がいらないものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

第四十一条第一項中「又は第三項」を「から第五項まで」に改め、同項第一号中「第五項を「第七項」に、「第三項まで」を「第五項まで」に改め、「二万二千円」の下に（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五千円）を加え、同項第二号中「第六項」を「第八項」に改め、「二万二千円」の下に（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五千円）を加え、同条第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「次条第四項第三号及び第五項第三号」を「次条第六項第三号及び第七項第三号」に、「前項」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次項」を「第五項」に、「同項」を「次項又は第五項」に改め、同項第一号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 被保険者が第一号に掲げる療養を受けた場合又はその被扶養者が第二号に掲げる療養若しくは第三号に掲げる療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる療養を当該被保険者又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該被保険者又はその被扶養者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）の資格を取得したことにより健康保険の被保険者の資格を喪失した者（第三号において「七十五歳到達前旧被保険者」という。）が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。第三号において「旧被保険者」という。）に受けた療養

二 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなった者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養

三 七十五歳到達前旧被保険者の被扶養者であつた者（当該七十五歳到達前旧被保険者が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなった者に限る。）が、当該七十五歳到達前旧被保険者に係る旧被保険者七十五歳到達月に受けた療養

第四十一条第一項の次に次の一項を加える。

2 被保険者の被扶養者が療養（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前のものに限る。）を受けた場合において、当該被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる額を当該被扶養者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イからハまでに掲げる額（一万五百円以上のものに限る。）を合算した額

二 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該被扶養者がお負担すべき額（当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからハまでに掲げる額が一万五百円以上のものに限る。）を合算した額

第四十二条第一項第一号中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「第三項第三号」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第六項中「前条第六項の」を「前条第八項の」に改め、「定める額」の下に（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に「二分の一」を乗じて得た額）を加え、同項第二号中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前条第四項」を「前条第六項」に改め、同項第一号中「八万円の」の下に（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円）を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、額が二十六万七千円」の下に（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。）を加え、同項第三号中「六万二千円」の下に（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円）を加え、同項第三号中「二万四千六百円」の下に（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、「定める額」の下に（同条第四項各号に掲げる療養（以下この条、次条第一項及び第三項並び

いは、第四十二條第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは「二万二千円」と読み替へて同項の規定を適用する。

第九條第一項「又は第三項」を「から第五項まで」に改め、同項第一号中「第五項」を「第七項」に、「第二項」を「第五項」に改め、「二万千円」の下に（次条第五項に規定する七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万五百円）を加え、同項第二号中「第六項」を「第八項」に改め、「二万千円」の下に（次条第五項に規定する七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつ

[illegible]

特別対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円を加え、同項第三号中「二万四千六百円」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三号中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、定める額」の下に「(同条第四項各号に掲げる療養(以下この条、次条第一項及び第三項並びに第十一條の第二項第一号において「七十五歳到達時特別対象療養」という。)に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第二項の」を「前条第三項の」に改め、同項第二号中「前条第二項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる者 三万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- 二 前項第二号に掲げる者 四万五千円と、前条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円)から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

- 三 前項第三号に掲げる者 一万二千三百円
- 四 前項第四号に掲げる者 七千五百円

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる被保険者以外の被保険者 四万五千円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円)から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- 二 前項第二号に規定する被保険者 七万五千円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円)から二十五万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

三 前項第三号に規定する被保険者 一万七千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。

第十一條第一項中「第九條第五項」を「第九條第七項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項第二号イ中「六万二千五百円」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円)」を、「四万四千四百円」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)」を加え、同号ロ中「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、「八万六千四百円」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円)」を加え、同号ニ中「前条第二項第四号」を「前条第三項第四号」に改め、「一万五千円」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、七千五百円)」を加え、同項第三号中「定める額」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、それぞ当該イからハまでに定める額に二分の一を乗じて得た額)」を加え、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第九條第五項」を「第九條第七項」に、「第三項」を「第五項」に改め、定める額」の下に「(同項第一号に掲げる療養であつて七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、同号イ中「八万六千四百円」とあるのは「四万五千円」と、「二十六万七千円」とあるのは「十三万三千五百円」と、「四万四千四百円」とあるのは「二万二千二百円」と、同号ロ中「十五万円」とあるのは「七万五千円」と、「五十万円」とあるのは「二十五万円」と、「八万三千四百円」とあるのは「四万七千七百円」と、同号ハ中「三万五千四百円」とあるのは「一万七千七百円」と、「二万四千六百円」とあるのは「一万二千三百円」として同号の規定を適用した場合の同号に定める額)を加え、同条第四項中「第九條第五項」を「第九條第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第四項から第六項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「第九條第四項から第六項まで」を「第九條第六項から第八項まで」に改める。

第十一條の二第一項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同号イ及びロ中「二万二千二百円」の下に「(七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万五千円)」を加え、同項第三号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被保険者(以下この条及び第十一條の四第一項において「後期高齢者医療の被保険者」という。))」を「(後期高齢者医療の被保険者)」に改める。

附則に次の二条を加える。

(平成二十一年度特別措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置)

- 第四條 法第二十八條ノ三第一項第三号の規定が適用される被保険者又は法第三十一條ノ二第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち 平成二十一年四月から平成二十二年三月までの間に、特定給付対象療養(第九條第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。)を受けたもの(以下「平成二十一年度特別措置対象被保険者等」という。)に係る第九條第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、及び附則第四條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 2 平成二十一年度特別措置対象被保険者等に係る第九條第三項の高額療養費算定基準額については、第十條第三項第一号中「六万二千五百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 平成二十一年度特別措置対象被保険者等に係る第九條第四項の高額療養費算定基準額については、第十條第四項第一号中「三万五千五百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 平成二十一年度特別措置対象被保険者等に係る第九條第五項の高額療養費算定基準額については、第十條第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千三百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第十一条の三の四 第四項第一号	組合員となつた者	七十五歳到達前組合員	七十五歳到達前加入者
第十一条の三の四 第四項第二号	組合員七十五歳到達月	七十五歳到達前加入者	七十五歳到達前加入者
第十一条の三の四 第四項第三号	組合員七十五歳到達月	七十五歳到達前加入者	七十五歳到達前加入者

附則第三十四条の 四第一項	法第五十五条第二項第二号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十五条第二項第二号
附則第三十四条の 四第二項から第四 項まで	組合員又は法第五十七条第二項第一号ハ 平成二十一年度特例措置対象組合員 等	加入者又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第五十七条第二項第一号ハ 平成二十一年度特例措置対象加入者等
附則第三十四条の 四第五項	平成二十一年度特例措置対象組合員 等	平成二十一年度特例措置対象加入者等
	組合が	事業団が

附則第三十四条の四第6項

法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
平成二十一年度特例措置対象組合員等	平成二十一年度特例措置対象加入者等
組合員に	加入者に
国家公務員共済組合法施行令	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令

第五節 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

第五節 国家公務員共済組合法施行令(昭和二十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 組合員及びその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)について財務省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円(当該被扶養者がいない者にあつては、三百八十三万円)に満たない者

二 組合員(その被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。))がいけない者であつてその被扶養者であつた者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたため被扶養者でなくなつた者であつて、当該後期高齢者医療の被保険者等となつた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して当該後期高齢者医療の被保険者等であるものをいう。以下この号において同じ。)がいるものに限る。及びその被扶養者であつた者について前号の財務省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

第十一條の三の四第一項中「次項又は第三項」を「次項から第五項まで」に改め、同項第一号中「第五項」を「第七項」に、「第三項まで」を「第五項まで」に改め、「二百万円」の下に「(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)を加え、同項第二号中「第六項」を「第八項」に改め、「二百万円」の下に「(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)を加え、同条第六項中「第四十一條第六項」を「第四十一條第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「次条第四項第三号及び第五項第三号」を「次条第六項第三号及び第七項第三号」に、「前項各号」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次項」を「第五項」に、「同項」を「次項又は第五項」に改め、同項第一号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 組合員が第一号に掲げる療養を受けた場合又はその被扶養者が第一号に掲げる療養若しくは第三号に掲げる療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。)を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる金額を当該組合員又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該組合員又はその被扶養者に係る金額をそれぞれ控除した金額が高額療養費算定基準額を超えないときは、当該それぞれ控除した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において「七十五歳到達前組合員」という。が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。第三号において「組合員七十五歳到達月」という。)に受けた療養

二 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなつた者が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。)に受けた療養

三 七十五歳到達前組合員の被扶養者であつた者(当該七十五歳到達前組合員が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなつた者に限る。)が、当該七十五歳到達前組合員に係る組合員七十五歳到達月に受けた療養

第十一條の三の四第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の被扶養者が療養(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月の翌月以後のものに限る。)を受けた場合において、当該被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を当該被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えないときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

一 被扶養者が受けた当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る前項第一号イからハまでに掲げる金額(一万五百円以上ものに限る。)を合算した金額

二 被扶養者が受けた当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該被扶養者がお負担すべき額(当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからハまでに掲げる金額が一万五百円以上ものに限る。)を合算した金額

第十一條の三の五第一項第一号ただし書中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「第三項第三号」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第六項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、「金額」の下に「(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。)」を加え、同項第二号及び第三号中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第四項中「前条第四項」を「前条第六項」に改め、同項第一号中「八百円」の下に「(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円)を加え、同条第四項」を「同条第六項」に改め、「額が二十六万七千円」の下に「(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。)」を加え、同項第三号中「六万二千五百円」の下に「(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円)を加え、同項第三号中「二万四千六百円」の下に「(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万三千三百円)を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、「金額」の下に「(同条第四項各号に掲げる療養(以下この条、次条第一項及び第十一條の三の六の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。)に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。)」を加え、同項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、同項第二号中「前条第二項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項第四号中「第四十二條第二項第四号」を「第四十二條第三項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に掲げる者 三万五千円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

「前条第三項第二号」を、「前条第三項第一号」に改め、「八万百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円」を、「額が二十六万七千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十万七千円」とする。

項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第一号及び第三号」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第三千四条の四第五項の規定により読み替えられた前項」とする。

6 第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する法第五十六條の二第三項及び第四項の規定並びに第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する法第五十七條第四項から第六項までの規定は、平成二十一年度特別措置対象組合員等が外来療養（第十一條の三の四第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金等の額（法第六十條の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの第十一條の三の四第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、第十一條の三の六第四項の規定により読み替えて準用する法第五十六條の二第三項の規定及び第十一條の三の六第五項の規定により読み替えて準用する法第五十七條第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額」とあるのは、「当該一部負担金等の額から国家公務員共済組合法施行令附則第三十四條の四第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度特別措置対象組合員等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）
第三十四條の五 平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給については、第十一條の三の六の三第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」と読み替えて、第十一條の三の六の二から第十一條の三の六の四までの規定を適用する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第八條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十七條の二第一項中「第二十九條の三第三項第四号」を「第二十九條の三第四項第四号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。以下この項において同じ。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者（その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて第二十九條の七第二項第九号に規定する特定同一世帯所属者がいるものに限る。）及び第二十九條の七第二項第九号に規定する特定同一世帯所属者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

第二十九條の二第一項中「又は第三項」を「から第五項まで」に改め、同項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、「二万円」の下に「（次条第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百万円）」を加え、同項第二号中「第五項」を「第七項」に改め、「二万円」の下に「（次条第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百万円）」を加え、同条第五項中「（大正十五年勅令第二百三十三号）第四十一條第六項」を「第四十一條第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「次条第五項第三号」を「次条第七項第三号」に、「前項」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次項」を「第五項」に、「同項」を「次項又は第五項」に改め、同項第一号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 被保険者が次に掲げる療養（第二号から第四号までに掲げる療養にあつては、七十歳に達する日の属する月の翌月以後のものに限る。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる額を当該被保険者

ごとにそれぞれ合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該被保険者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一 高齢者医療確保法第五十二條第一号に該当し、月の初日以外の日において高齢者医療確保法第五十條の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）の資格を取得したことに伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養

二 被用者保険被保険者（健康保険の被保険者（日雇特別被保険者であつた者（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者であつた者）をいう。第二十九條の四の三第四項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百五十二号）に基づく共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この号及び第二十九條の四の二第一項第五号において同じ。）が高齢者医療確保法第五十二條第一号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険被保険者の被扶養者（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。第二十九條の四の二第一項第五号及び第五項において同じ。）であつた者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に受けた療養

三 国民健康保険組合の組合員が高齢者医療確保法第五十二條第一号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において当該国民健康保険組合の被保険者の資格を喪失した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であつた者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養

四 国民健康保険組合の組合員が高齢者医療確保法第五十二條第一号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において当該国民健康保険組合以外の国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であつた者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に受けた療養

第二十九條の二第一項の次に次の一項を加える。

2 被保険者が療養（次条第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前ののものに限る。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

第二十九條の三第一項第一号中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項第三号中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第六項中「前条第五項の」を「前条第七項の」に改め、「定める額」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）」を加え、同項第二号中「前条第五項」を「前条第七項」に、「第四十二條第六項第二号」を「第四十二條第八項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前条第四項」を「前条第六項」に改め、同項第一号中「八百万円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円）」を加え、同条第四項の「を」を「同条第六項」に改め、「額が二十六万七千円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。）」を加え、同項第二号中「六万二千五百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円）」を加え、同項第三号中「二万四千六百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、「定める額」の下に「（同条第四項

各号に掲げる療養（以下この条、次条第一項及び第二十九条の四の二第一項において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額を加え、同項第一号中「前項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第四項第二号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第二項の」を「前条第三項の」に改め、同項第二号中「前条第一項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加へる。

五 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる場合 三万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 前項第二号に掲げる場合 四万五千円と、前条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

三 前項第三号に掲げる場合 一万二千三百円

四 前項第四号に掲げる場合 七千五百円

第二十九条の三第二項の次に次の一項を加へる。

三 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号に掲げる場合 四万五千円と、前条第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 第一項第二号に掲げる場合 七万五千円と、前条第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円）から二十五万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万七千七百円とする。

三 第一項第三号に掲げる場合 一万七千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。

第二十九条の四第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号イ中「八万六千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円」を、「額が二十六万七千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。」を、「四万四千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円」を加え、同号ロ中「十五万円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円」を、「額が五十万円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十五万円。以下このロにおいて同じ。」を、「八万三千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万七千七百円」を加え、同号ハ中「三万五千四百円」

の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円」を、「二万四千六百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円」を加え、同項第二号イ中「六万二千三百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円」を、「四万四千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円」を加え、同号ロ中「前条第三項第二号」を「前条第四項第二号」に改め、「八万六千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円」を、「額が二十六万七千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。」を、「四万四千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円」を加え、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第四項第三号」に改め、「二万四千六百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円」を加え、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第四項第四号」に改め、「一万五千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円」を加え、同項第三号中「定める額」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれ当該イからハまでに定める額に二分の一を乗じて得た額」を加え、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第七項」に、「第二十九条の二第四項又は第五項」を「第二十九条の二第六項又は第七項」に改め、同条第四項中「第二十九条の二第四項又は第五項」を「第二十九条の二第六項又は第七項」に改め、同条第四項中「第二十九条の二第四項又は第五項」を「第二十九条の二第六項又は第七項」に改め、同号イ及びロ中「二万六千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五千円」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が計算期間における被用者保険被保険者等（被用者保険被保険者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた間に、当該被用者保険被保険者等が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額

附則第二十一条の次に次の二条を加へる。

（平成二十一年度特例措置対象被保険者に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第二十一条の二 法第四十二条第一項第三号の規定が適用される被保険者のうち、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの間に、特定給付対象療養（第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下「平成二十一年度特例措置対象被保険者」という。）に係る第二十九条の二第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び附則第二十一条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 平成二十一年度特例措置対象被保険者に係る第二十九条の二第三項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の二第四項第一号中「六万二千三百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替へて、同項の規定を適用する。

3 平成二十一年度特例措置対象被保険者に係る第二十九条の二第四項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の二第五項第一号中「三万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替へて、同項の規定を適用する。

4 平成二十一年度特例措置対象被保険者に係る第二十九条の二第五項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の二第六項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「一万三千円」と読み替へて、同項の規定を適用する。

「八万百圓」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「額が二十六万七千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。」を加え、同項第二号中「六

万二千五百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円」を加え、同項第三号中「二万四千六百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、「金額」の下に「前条第四項各号に掲げる療養（以下この条、次条第一項及び第二十三条の三の六第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。」を加え、同項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第四号中「第四十二条第二項第四号」を「第四十二条第三項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に掲げる者 三万五千円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 前項第二号に掲げる者 四万五千円と、前条第四項に規定する合算した金額に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

三 前項第三号に掲げる者 一万二千三百円

四 前項第四号に掲げる者 七千五百円

第二十三条の三の四第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次号又は第三号に掲げる組合員以外の組合員 四万五千円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 前項第二号に規定する組合員 七万五千円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円）から二十五万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万七千七百円とする。

三 前項第三号に規定する組合員 一万七千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。

第二十三条の三の五第一項中「第二十三条の三の三第五項」を「第二十三条の三の三第七項」に、「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号イ中「八万四千元」の下に「組合員の被扶養者が受けた療養（七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前の療養に限る。以下この号において「特例月七十歳到達前被扶養者療養」という。）に係るものにあつては、四万五千円」を、額が二十六万七千円の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。」を「四万四千四百円」の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二万二千三百円」を加え、同項ロ中「十五万円」の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、七万五千円」を、額が五十万円の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二十五万円。以下このロにおいて同じ。」を、「八万三千四百円」の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、四万七千七百円」を加え、同項ハ中「三万五千四百円」の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万七千七百円」を、「二万四千六百円」の下に「特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万二千三百円」を加え、同項ニイ中「六万二千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円」を、「四万四千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円」を加え、同項ロ中「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、「八万四千元」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円」を、額が二十六万七千円の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。」を、「四万四千四百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円」を加え、同項ハ中「前条第二項第三号」を「前条第三項第三号」に改め、「二万四千六百円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円」を加え、同項ニイ中「前条第二項第四号」を「前条第三項第四号」に改め、「一万五千円」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円」を加え、同項第三号中「金額」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれ当該イからハまでに定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。」を加え、同条第二項中「第二十三条の三の三第五項」を「第二十三条の三の三第七項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十三条の三の三第四項から第六項まで」を「第二十三条の三の三第六項から第八項まで」に改める。

第二十三条の三の六第一項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同号イ及びロ中「二万四千元」の下に「七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五千円」を加え、同項第五号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）を「後期高齢者医療の被保険者」に改める。

附則第五十二條の五の次に次の二条を加える。

（平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第五十二條の二 法第五十七條第二項第二号の規定が適用される組合員又は法第五十九條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの間に、特定給付対象療養（第二十三条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいふ。）これらの者に対する医療に関する給付であつて健康保険法施行令附則第五條第一項に規定する厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下「平成二十一年度特例措置対象組合員等」という。）に係る第二十三条の三の三第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、及び健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第五條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る第二十三条の三の三第三項の高額療養費算定基準額については、第二十三条の三の四第三項第一号中「六万二千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替へて、同項の規定を適用する。

3 平成二十一年度特別措置対象組合員等に係る第二十三条の三の第三項の高額療養費算定基準額については、第二十三条の三の第四項第一号中「三万五千円」を、高額療養費多数回該当の場合にあつては、「二万二千二百円」とする。とあるのは、「二万二千二百円」と読み替へて、同項の規定を適用する。

4 平成二十一年度特別措置対象組合員等に係る第二十三条の三の第三項の高額療養費算定基準額については、第二十三条の三の第四項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替へて、同項の規定を適用する。

5 第二十三条の三の第五項の規定により平成二十一年度特別措置対象組合員等について組合が同項に規定する第二号医療機関等に支払う金額の限度については、同条第一項第二号イ中「六万二千五百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、三万五千円）」を、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と読み替へて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を附則第五十二條の五の第二項の規定により読み替へて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替へられた前項第二号及び第三号）」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五十二條の五の第二項の規定により読み替へられた前項」とする。

6 第二十三条の三の第五項の規定により読み替へて準用する法第五十八條の第二項及び第四項の規定並びに第二十三条の三の第五項の規定により読み替へて準用する法第五十九條第四項から第六項までの規定は、平成二十一年度特別措置対象組合員等が外来療養（第二十三条の三の第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金等の額（法第六十二條の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったとき、第二十三条の三の第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、第二十三条の三の第五項の規定により読み替へて準用する法第五十八條の第二項の規定及び第二十三条の三の第五項の規定により読み替へて準用する法第五十九條第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額」とあるのは、「当該一部負担金等の額から地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二條の五の第二項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替へるものとする。

（平成二十一年度特別措置対象組合員等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）
第五十二條の五の三 平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給については、第二十三條の三の七第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」と読み替へて、第二十三條の三の六から第二十三條の三の八までの規定を適用する。

（介護保険法施行令の一部改正）
第八条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

（平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額医療合算介護サービス費等の支給に関する経過措置）
第十一条 平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二條の三第七項第一号イ及び第二号イ（第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」と読み替へて、第二十二條の三（第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条中健康保険法施行令附則二に条を加える改正規定、第三条中船員保険法施行令附則二に条を加える改正規定、第四条中私立学校教職員共済法施行令第六條の表以外の部分の改正規定（第十一條の四並びに附則第三十四條の二の下に「から第三十四條の五まで」を加える部分及び「第十一條の三の六の四第一項並びに附則第三十四條の三」を「第十一條の三の六の四第一項、附則第三十四條の三並びに附則第三十四條の四」に改める部分に限る。）及び同条の表に次のように加える改正規定、第五條中國家公務員共済組合法施行令附則第三十四條の三の次に二に条を加える改正規定、第六條中國民健康保険法施行令附則第二條の次に二に条を加える改正規定、第七條中地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二條の五の次に二に条を加える改正規定並びに第八條の規定は、同年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第三項及び第十四條から第十六條までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第三条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第一項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第一條の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項（附則第五條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、同令第一條の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第五條第一項とし、附則第六條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、同令第一條の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第六條第一項とする。）とする。」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第二項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第一條の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項（附則第五條第一項とする。）とする。」とする。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（次条及び附則第六條において「新健保令」という。）第三十四條第二項、第四十一條から第四十三條まで及び第四十四條第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第五節 健康保険法第七十四條第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第百十條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十六号）附則第三十二條第一項に規定する特定給付対象療養をいう。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等」という。）に係る新健康保険法第四十一條第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に係る新健康保険法第四十一條第三項の高額療養費算定基準額については、新健康保険法第四十一條第三項第一号中「六万二千五百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に係る新健康保険法第四十一條第四項の高額療養費算定基準額については、新健康保険法第四十一條第四項第一号中「三万五千五百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に係る新健康保険法第四十一條第五項の高額療養費算定基準額については、新健康保険法第四十一條第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 新健康保険法第四十三條第一項の規定により施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ中「六万二千五百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円）ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする」とあるのは、「四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする」と読み替えて、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 新健康保険法第四十三條第二項中「前項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）次項において「改正令」という。附則第五條第五項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号と同項第二号又は第三号の規定を改正する附則第五條第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号及び第三号」とする。

6 新健康保険法第四十三條第四項及び第五項の規定は、施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等が外来療養（新健康保険法第四十一條第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第百十五條第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの新健康保険法第四十一條第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新健康保険法第四十三條第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第六項から第八項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額」とあるのは「同条第五項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第五條第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と、同条第五項中「第四十一條第六項から第八項まで」とあるのは「第四十一條第五項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七條に規定する日雇特別被保険者であつて、当該日雇特別被保険者を被保険者とみなして第一項の規定を適用した場合に施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第六節 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十三條第一項の規定を適用する場合における新健康保険法第四十三條第二項第一号（同条第三項及び第四項並びに新健康保険法第四十四條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第二項の規定による改正前の第四十一條第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第二條の規定による改正前の第四十一條第一項の規定若しくは同令第二條の規定による改正前の第四十一條第三項の規定又は附則第二條第二項の規定）」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十三條第二項の規定を適用する場合における新健康保険法第四十三條第二項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第二項の規定による改正前の第四十一條第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第二條の規定による改正前の第四十一條第一項の規定若しくは同令第二條の規定による改正前の第四十一條第三項の規定又は附則第二條第二項の規定）」とする。

7 第三條の規定による改正後の船員保険法施行令（次条及び附則第九條において「新船保令」という。）第四條第二項及び第九條から第十一條までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第八條 船員保険法第二十八條ノ三第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第三十一條ノ二第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第四十四條第一項に規定する特定給付対象療養をいう。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等」という。）に係る新船保令第九條第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第四十四條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に係る新船保令第九條第三項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十條第三項第一号中「六万二千五百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に係る新船保令第九條第四項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十條第四項第一号中「三万五千五百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等に係る新船保令第九條第五項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十條第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 新船保令第十一條第一項の規定により施行日以後平成二十年度特別措置対象被保険者等について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ中「六万二千五百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円）ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする」と読み替えて、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

あつては、二万二千二百円」とする。とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号。次項において「改正令」という。）附則第八号第五項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を改正する附則第八号第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号及び第三号）」とする。

6 新船保令第十一号第四項及び第五項の規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等が外来療養（新船保令第九号第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、船員保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第三十一条ノ六第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの船員保険令第九号第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新船保令第十一号第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第六項から第八項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額」とあるのは「同条第五項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第八号第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額の百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と、同条第五項中「第九号第六項から第八項まで」とあるのは「第九号第五項」と読み替えるものとする。

第九号 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第四十五号第二項の規定を適用する場合における新船保令第十一号の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第三号の規定により改正前の第九号第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三号第一項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同項の規定により読み替えられた同条第三号の規定による改正前の第九号第一項の規定若しくは同条第三号の規定による改正前の第九号第三項の規定又は附則第三号第二項の規定）」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第四十五号第二項の規定を適用する場合における新船保令第十一号の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第三号の規定による改正前の第九号第一項から第三項までの規定）」とする。

第十号 第五号の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（次条及び附則第十二条において「新国共済令」という。）第十一号の三の二第二項及び第十一号の三の四から第十一号の三の六の二までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日以前の場合については、なお従前の例による。

第十一号 国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される組合員又は同法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（新国共済令第十一号の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十一号第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等」という。）に係る新国共済令第十一号の三の四第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第二十一号第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一号の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一号の三の五第三項第一号中「六万二千三百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一号の三の四第四項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一号の三の五第四項第一号中「三万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一号の三の四第五項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一号の三の五第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは「一万二千元」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 新国共済令第十一号の三の二第二項の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等について組合が同項に規定する第二号医療機関等に支払う金額の限度については、同条第一項第二号イ中「六万二千三百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円）。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは「一万二千元」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）次項において「改正令」という。）附則第十一号第五項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号」と、同条第三項中「前項」とあるのは「改正令附則第十一号第五項の規定により読み替えられた前項」とする。

6 新国共済令第十一号の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第二項及び第四項の規定並びに新国共済令第十一号の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第四項から第六項までの規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等が外来療養（新国共済令第十一号の三の四第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、同法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第六十条の二第二項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの新国共済令第十一号の三の四第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新国共済令第十一号の三の六第四項の規定により読み替えて準用する同法第五十六条の二第三項の規定及び新国共済令第十一号の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額」とあるのは「当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十一号第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額の百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替えるものとする。

第十二条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二條第一項の規定を適用する場合における新国共済令第一條の三の六の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第五條の規定による改正前の第一條の三の四第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三十四條の三第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第五條の規定による改正前の第一條の三の四第一項の規定若しくは同令第五條の規定による改正前の第一條の三の四第三項の規定又は附則第三十四條の三第二項の規定）」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二條第二項の規定を適用する場合における新国共済令第一條の三の六の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第五條の規定による改正前の第一條の三の四第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三十四條の三第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第五條の規定による改正前の第一條の三の四第一項の規定若しくは同令第五條の規定による改正前の第一條の三の四第三項の規定又は附則第三十四條の三第二項の規定）」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二條第二項の規定を適用する場合における新国共済令第一條の三の六の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第五條の規定による改正前の第一條の三の四第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三十四條の三第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第五條の規定による改正前の第一條の三の四第一項の規定若しくは同令第五條の規定による改正前の第一條の三の四第三項の規定又は附則第三十四條の三第二項の規定）」とする。

第十二条 第六條の規定による改正後の国民健康保険法施行令（次条及び附則第十五條において「新国保令」という。）第二十七條の二及び第二十九條の二から第二十九條の四までの規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日以前の場合については、なお従前の例による。

第十四条 国民健康保険法第四十二條第一項第三号の規定が適用される被保険者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十八條第一項に規定する特定給付対象療養をいう。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者」という。）に係る新国保令第二十九條の二第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十八條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者に係る新国保令第二十九條の二第三項の高額療養費算定基準額については、新国保令第二十九條の三第四項第一号中「六万二千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者に係る新国保令第二十九條の二第四項の高額療養費算定基準額については、新国保令第二十九條の三第五項第一号中「三万五千円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者に係る新国保令第二十九條の二第五項の高額療養費算定基準額については、新国保令第二十九條の三第六項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 新国保令第二十九條の四第一項の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者について被保険者が同項に規定する保険医療機関に支払う額の限度については、同項第二号イ中「六万二千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円）。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする」とあるのは、「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする」と読み替えて、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）附則第十四條第五項の規定により読み替えられた前項」とする。

6 新国保令第二十九條の四第三項及び第四項の規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者が外来療養（新国保令第二十九條の二第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、国民健康保険法の規定により支払うべき一部負担金の額（同法第五十七條の二第一項に規定する一部負担金の額をいう。）についての支払が行われなかったときの新国保令第二十九條の二第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新国保令第二十九條の二第四第三項中「当該療養に要した費用のうち第二十九條の二第六項又は第七項の規定による高額療養費として世帯主又は組合員に支給すべき額に相当する額を」とあるのは、「第二十九條の二第五項の規定による高額療養費について、当該一部負担金の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）附則第十四條第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と読み替えて、同条第四項中「第二十九條の二第六項又は第七項」とあるのは、「第二十九條の二第五項」と読み替えるものとする。

第十五条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十九條第一項の規定を適用する場合における新国保令第二十九條の四の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第六條の規定による改正前の第二十九條の二第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第六條の規定による改正前の第二十九條の二第一項の規定若しくは同令第六條の規定による改正前の第二十九條の二第三項の規定又は附則第二條第二項の規定）」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十九條第二項の規定を適用する場合における新国保令第二十九條の四の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第六條の規定による改正前の第二十九條の二第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日以前の場合については、なお従前の例による。」

第十六条 第七條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（次条及び附則第十八條において「新地共済令」という。）第二十三條の三第二項及び第二十三條の三の三から第二十三條の三の六までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日以前の場合については、なお従前の例による。

- 第十七条 地方公務員等共済組合法第五十七條第二項第二号の規定が適用される組合員又は同法第五十九條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（新地共済令第二十三條の三の第三項第一号に規定する特定給付対象療養をい）、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に係るもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特別措置対象組合員等」という。）に係る新地共済令第二十三條の三の第三項六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 2 施行日以後平成二十年度特別措置対象組合員等に係る新地共済令第二十三條の三の第三項の高額療養費算定基準額については、新地共済令第二十三條の三の第四項第一号中「六万二千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 施行日以後平成二十年度特別措置対象組合員等に係る新地共済令第二十三條の三の第四項の高額療養費算定基準額については、新地共済令第二十三條の三の第四項第一号中「三万五千五百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 施行日以後平成二十年度特別措置対象組合員等に係る新地共済令第二十三條の三の第五項の高額療養費算定基準額については、新地共済令第二十三條の三の第五項第一号中「二万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 新地共済令第二十三條の三の第五項の規定により施行日以後平成二十年度特別措置対象組合員等について組合が同項に規定する第二号医療機関等に支払う金額の限度については、同条第一項第二号イ中「六万二千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、三万五千五百円）」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。」とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千四百円」とあるのは「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第一号又は第三号の規定を高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）次項において「改正令」という。）附則第十七條第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第一号及び第三号」と、同条第三項中「前項」とあるのは「改正令附則第十七條第五項の規定により読み替えられた前項」とする。
- 6 新地共済令第二十三條の三の第五項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法第五十八條の第二項及び第四項の規定並びに新地共済令第二十三條の三の第五項の規定により読み替えて適用する同法第五十九條第四項から第六項までの規定は、施行日以後平成二十年度特別措置対象組合員等が外來療養（新地共済令第二十三條の三の第五項に規定する外來療養をいう）を受けた場合において、同法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第六十二條の第二項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの新地共済令第二十三條の三の第五項の規定による高額療養費の支給について適用する。この場合において、新地共済令第二十三條の三の第五項の規定により読み替えて適用する同法第五十八條の第三項の規定及び新地共済令第二十三條の三の第五項の規定により読み替えて適用する同法第五十九條第三項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは「当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）附則第十七條第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外來療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替えるものとする。

- 第十八条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る地方公務員等共済組合法による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十八條第一項の規定を適用する場合における新地共済令第二十三條の三の第六項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）次項において同じ）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第七條の規定による改正前の第二十三條の三の第三項第一号から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第五十二條の五第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第七條の規定による改正前の第二十三條の三の第三項第一号から第三項までの規定）」とする。
- 2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る地方公務員等共済組合法による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十八條第二項の規定を適用する場合における新地共済令第二十三條の三の第六項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第七條の規定による改正前の第二十三條の三の第三項第一号から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第五十二條の五第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第七條の規定による改正前の第二十三條の三の第三項第一号から第三項までの規定）」とする。
- （防衛省の職員に給する等に関する法律施行令の一部改正）
- 第十九条 防衛省の職員に給する等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。
- 第十七條の六第一項中「第十一條の三の第四項又は第三項」を「第十一條の三の第四項から第五項まで」に改め、同項第二号中「第十一條の三の第四項」を「第十一條の三の第四項第七」に改め、「二万四千円」の下に「（国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の第五項に規定する七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万五千円）」を加え、同項第二号中「第十一條の三の第四項」を「第十一條の三の第四項第八」に改め、「二万四千円」の下に「（国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の第五項に規定する七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万五千円）」を加え、同条第四項中「第四十一條第六項」を「第四十一條第八項」に改める。
- 第十七條の六の二第一項第一号ただし書中「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改める。
- 第十七條の六の四第一項第一号中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同号イ及びロ中「二万四千円」の下に「（国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の第五項に規定する七十五歳到達時特別対象療養に係るものにあつては、一万五千円）」を加える。
- （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）
- 第二十條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十二條第二号中「第四十一條第五項」を「第四十一條第七項」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同条第十七号中「第九條第五項」を「第九條第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第十八号中「第十一條の三の第四項」を「第十一條の三の第四項第七」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第十九号中「第二十三條の三の第五項」を「第二十三條の三の第三項第七」に、「第二項」を「第三項」に改める。
- （平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）
- 第二十一條 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。
- 第三十一條第二項第二十号中「第十四條第五項」を「第十四條第六項」に改める。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第二十二条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中、「同項第一号に定める額(療養の給付又は療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同項第一号中「附則第三十三条第五項第二号」を「附則第三十三条第四項第二号」に改め、同項口中「平成二十一年八月」を「十二月」に改め、同条第二項中「同項第一号に定める額(療養の給付又は療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同条第三項各号中「同号イに定める額(当該療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同条第四項中「当該各号イに定める額(当該療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、同項各号イに定める額」を「当該各号イに定める額」に改め、

附則第三十二条第一項中「平成二十一年三月」を「十二月」に、平成二十年度特例措置対象被保険者等」を「平成二十一年特例措置対象被保険者等」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十年度特例措置対象被保険者等」を「平成二十一年特例措置対象被保険者等」に改める。

附則第三十三条第四項を削り、同条第五項第二号中「(新健保令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日)を削り、新健保令第四十三条の四第一項の規定により新健保令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日」を「平成二十一年八月」を「十二月」に、当該基準日を「当該基準日とみなされる日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年八月」を「十二月」に改め、同項の表中「附則第四十五条第五項」を「附則第四十五条第四項」に、附則第五十二條第五項」を「附則第五十二條第四項」に、附則第五十八條第五項」を「附則第五十八條第四項」に、附則第三十九條第五項」を「附則第三十九條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年八月」を「十二月」に、附則第三十四條第六項」を「附則第三十四條第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第三十四條第四項及び第五項を削り、同条第六項第二号中「(新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日)を削り、新高齢者医療確保法施行令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日」を「平成二十一年八月」を「十二月」に、当該基準日を「当該基準日とみなされる日」に、平成二十一年七月」を「十二月」に、当該基準日を「当該基準日とみなされる日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年七月」を「十二月」に改め、同項の表中「附則第三十三條第五項」を「附則第三十三條第四項」に、附則第四十五條第五項」を「附則第四十五條第四項」に、附則第五十二條第五項」を「附則第五十二條第四項」に、附則第五十八條第五項」を「附則第五十八條第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十五條第二項中「第三十九條第五項第二号」を「第三十九條第四項第二号」に改める。
附則第三十七條第一項中「同項第一号に定める額(療養の給付を受ける月が平成二十一年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同項第二号中「平成二十一年七月」を「十二月」に改め、同条第二項中「同項第一号に定める額(療養の給付を受ける月が平成二十一年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同条第三項各号中「同号イに定める額(当該療養を受ける月が平成二十一年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改める。

附則第三十八條第一項中「平成二十一年三月」を「十二月」に、平成二十年度特例措置対象被保険者」を「平成二十一年特例措置対象被保険者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「平成二十年度特例措置対象被保険者」を「平成二十一年特例措置対象被保険者」に改める。

附則第三十九條第四項を削り、同条第五項第二号中「(新健保令第二十九條の四の二第一項第一号に規定する基準日)を削り、新健保令第二十九條の四の二第二項の規定により新健保令第二十九條の四の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日」を「平成二十一年八月」を「十二月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年七月」を「十二月」に改め、同項の表中「附則第三十三條第五項」を「附則第三十三條第四項」に、附則第四十五條第五項」を「附則第四十五條第四項」に、附則第五十二條第五項」を「附則第五十二條第四項」に、附則第五十八條第五項」を「附則第五十八條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年七月」を「十二月」に、附則第三十四條第六項」を「附則第三十四條第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第四十三條第一項中「同項第一号に定める額(療養の給付又は療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同項口中「平成二十一年八月」を「十二月」に改め、同条第二項中「同項第一号に定める額(療養の給付又は療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同条第三項各号中「同号イに定める額(当該療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、額」を「額」に改め、同条第四項中「当該各号イに定める額(当該療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては)を削り、同項各号イに定める額」を「当該各号イに定める額」に改める。

附則第四十四條第一項中「平成二十一年三月」を「十二月」に、平成二十年度特例措置対象被保険者等」を「平成二十一年特例措置対象被保険者等」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「平成二十年度特例措置対象被保険者等」を「平成二十一年特例措置対象被保険者等」に改める。

附則第四十五條第四項を削り、同条第五項第二号中「(新健保令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日)を削り、新健保令第四十三条の四第一項の規定により新健保令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日」を「平成二十一年八月」を「十二月」に、当該基準日を「当該基準日とみなされる日」に、平成二十一年七月」を「十二月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年八月」を「十二月」に改め、同項の表中「附則第三十三條第五項」を「附則第三十三條第四項」に、附則第四十五條第五項」を「附則第四十五條第四項」に、附則第五十二條第五項」を「附則第五十二條第四項」に、附則第五十八條第五項」を「附則第五十八條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、平成二十一年八月」を「十二月」に、附則第三十四條第六項」を「附則第三十四條第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第四十六條第二項中「居宅サービス等及び」を「居宅サービス等又は」に、高額医療合算介護サービス費及び」を「高額医療合算介護サービス費又は」に改め、同条第三項中「附則第三十四條第六項各号」を「附則第三十三條第四項各号」に改め、同条第四項第一号中「附則第三十三條第五項各号」を「附則第三十三條第四項各号」に改め、同項第二号中「附則第四十五條第五項各号」を「附則第四十五條第四項各号」に改め、同項第三号中「附則第五十二條第五項各号」を「附則第五十二條第四項各号」に改め、同項第四号中「附則第五十八條第五項各号」を「附則第五十八條第四項各号」に改め、同項第五号中「附則第五十二條第五項各号」を「附則第五十二條第四項各号」に改め、同条第五項中「附則第三十九條第五項各号」を「附則第三十九條第四項各号」に改め、同条第七項「号イ」を「新介護保険法施行令第二十二條の三第七項「号イ」に改める。

附則第五十條第一項中、「同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十一年四月から平成二十二年三月までの場合にあつては）を削り、金額」を「金額」に改め、同項第二号イ中、「附則第五十二條第五項第二号」を「附則第五十二條第四項第二号」に改め、同号ロ中、「平成二十二年八月」を「十二月」に改め、同条第二項中、「同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては）を削り、金額」を「金額」に改め、同条第三項中、「第二号イ又は第三号イに定める金額（当該療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十二年三月までの場合にあつては）を削り、金額」を「金額」に改める。

附則第十五條第一項中、「平成二十一年三月」を「十二月」に、「平成二十年度特例措置対象組合員等」を「平成二十年特例措置対象組合員等」に改め、同条第二項から第五項までの規定中、「平成二十年度特例措置対象組合員等」を「平成二十年特例措置対象組合員等」に改め、同条第五項中、「準用する第五十七條第五項」を「準用する同法第五十七條第五項」に改める。

附則第五十二條第四項を削り、同條第五項第二号中、「(新國共濟令第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する基準日をいい、新國共濟令第十一條の三の六の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む)」を「とみなされる日(新國共濟令第十一條の三の六の四第一項の規定により新國共濟令第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日を含む)」に、「平成二十二年八月」を「十二月」に、「当該基準日」を「当該基準日とみなされる日」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中、「基準日」を「基準日とみなされる日」に、「平成二十二年八月」を「十二月」に改め、同項の表の下欄中、「附則第五十八條第五項」を「附則第五十八條第四項」に、「附則第五十二條第五項」を「附則第五十二條第四項」に、「附則第三十三條第五項」を「附則第三十三條第四項」に、「附則第四十五條第五項」を「附則第四十五條第四項」に、「附則第三十九條第五項」を「附則第三十九條第四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項中、「基準日」を「基準日とみなされる日」に、「平成二十二年八月」を「十二月」に、「附則第三十四條第六項」を「附則第三十四條第四項」に改め、同項を同條第六項とする。

附則第五十六條第一項中、「同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては）」を削り、「金額」を「金額」に改め、同項第二号中「附則第五十八條第五項第二号」を「附則第五十八條第四項第二号」に改め、同号中「平成二十二年八月」を「十二月」に改め、同条第二項中、「同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては）」を削り、「金額」を「金額」に改め、同条第三項中「第二号イ又は第三号イに定める金額（当該療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては）」を削り、「金額」を「金額」に改める。

附則第五十七條第一項中「平成二十二年三月」を「十二月」に、「平成二十年度特別措置対象組合員等」を「平成二十年特別措置対象組合員等」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「平成二十年度特別措置対象組合員等」を「平成二十年特別措置対象組合員等」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「平成二十年度特別措置対象組合員等」を「平成二十年特別措置対象組合員等」に改める。

附則第五十八條第四項を削り、同条第五項第二号中「（新地共済令第二十三條の三の六第一項第一号に規定する基準日）をい、新地共済令第二十三條の三の八第一項の規定により新地共済令第二十三條の三の六第一項第一号に規定する基準日とみなされる日」を「十二月」に、「当該基準日」を「当該基準日とみなされる日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、「平成二十二年八月」を「十二月」に改め、同項の表の下欄中「附則第五十二條第五項」を「附則第五十二條第四項」に、「附則第三十三條第五項」を「附則第三十三條第四項」に、「附則第四十五條第五項」を「附則第四十五條第四項」に、「附則第三十九條第五項」を「附則第三十九條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「基準日」を「基準日とみなされる日」に、「平成二十二年八月」を「十二月」に、「附則第三十四條第六項」を「附則第三十四條第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

府令

○內閣府在東京十一號

地城再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、地城再生法の施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域厚生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三）

「第一号又は第五号」を「又は第四号」に、同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第四号中「第一号第三号中「第四号」を「第三号」に、同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第四号中「第五号又は第五号」を「又は第四号」に、同項第五号」を「同項第四号」に、「第六号各号」を「第七号各号」に改め、同条第五号中「第五号第三項第四号」を「第五号第三項第三号」に改め、同条第六号中「第五号第三項第六号」を「第五号第三項第五号」に、「次条第八号」を「次条第七号」に改めるとする。

第二条第五号を削り、同条第六号中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第四号」を「第十九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第五条第三項第五号」を「第五条第三項第四号」に、「第六条各号」を「第五条各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第五条第三項第六号」を「第五条第三項第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とする。

第四条第二号中「次条第二号を除き、」を削る。
第五条を削る。

第六條（見出しを含む。）中「第五條第三項第五号」を「第五條第三項第四号」に改め、同条を第五條とする。

第七條（見出しを含む。）中「第五條第三項第五号」を「第五條第三項第四号」に改め、同条を第六條とする。

第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。
第十三条第三号中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同

項、第十六条及び第十九条」を「第十四条第二項、第十五条及び第十八条」に改め、同条第七号イ(2)中「第三十一条第七項」を「第三十二条の二第七項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。第十六条第一項第三号中「第十三条各号」を「第十二条各号」に改め、同条第三項中「第十三条第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第十六条とする。
第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十二條から第二十四條までを削る。
第二十五條中「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第一号中「第六條各号」を「第三十一號及三十三號の二款の二款」に改める。

第二十六條中、「第二十二條第三項」に改め、同条を第二十一條とする。
第二十七條第一項中、「第二十二條第五項」を「第二十三條第五項」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十八条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に「別記様式第十」を「別記様式第八」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十九條第一項中「第二十二條第一項」を「別記様式第十一」を「別記様式第九」に改め、同項第四号中「第二十五條各号」を「第二十一條各号」に改め、同条第二項中「第

別記様式第二中「様式第2（第6条関係）」を「様式第2（第7条関係）」に改める。

別記様式第三中「様式第3（第12条関係）」を「様式第3（第11条関係）」に改める。

總務大臣	鳩山 邦夫
財務大臣	中川 昭一
文部科學大臣	塩谷 立
厚生労働大臣	舩添 要一
防衛大臣	浜田 靖一
内閣総理大臣臨時代理	
國務大臣	河村 建夫

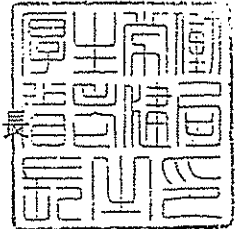
老発第1121001号

保発第1121001号

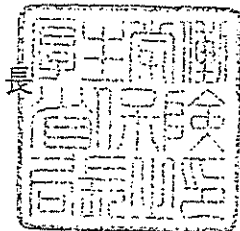
平成20年11月21日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を
改正する政令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）が本日公布されたところであるが、改正令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正令の趣旨

75歳に達したことによりそれまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行することによる家計負担の変動を抑えるため、一部負担金等の割合の判定基準並びに高額療養費の支給要件及び支給額等を見直すとともに、70歳から74歳までの者について、一部負担金等の軽減のための公費負担医療が平成21年度においても継続されることに伴い、平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置を定めるものであること。

第二 改正令の内容

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）の一部改正（改正令第1条並びに附則第2条、

第3条及び第22条関係)

一 一部負担金等の割合の判定基準に関する事項（高齢者医療確保法施行令第7条等関係）

一部負担金等の割合について、療養を受ける被保険者が、以下のいずれの要件にも該当する場合、一部負担金等の割合が100分の30とならないこととしたこと。

- ① 課税所得145万円以上かつ厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が383万円以上の者
- ② 同一の世帯に他の被保険者がいない者であって、70歳以上75歳未満の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する加入者がいるもの
- ③ 当該被保険者及び②に規定する加入者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の合計額が520万円未満の者

二 高額療養費の支給要件及び支給額等に関する事項（高齢者医療確保法施行令第14条から第16条まで関係）

- 1 高額療養費は、同一の世帯に属する被保険者について、一部負担金等の合算額から2による高額療養費の額又は外来に係る高額療養費の額を控除した額が、高額療養費算定基準額を超える場合に支給し、その額は、当該控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額を、当該世帯に属する個々の被保険者の一部負担金等の合算額から2による高額療養費の額又は外来に係る高額療養費の額を控除した額に応じて按分した額としたこと。
- 2 高齢者医療確保法第52条第1号に該当するに至ったことにより月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者となった者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に療養を受けた場合における高額療養費は、当該療養（3及び4において「75歳到達時特例対象療養」という。）に係る個人単位の一部負担金等の合算額から当該月に受けた外来療養に係る高額療養費の額を控除した額が、高額療養費算定基準額を超える場合に支給し、その額は、当該控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額としたこと。
- 3 75歳到達時特例対象療養について適用する高額療養費算定基準額は、当該療養を受けた者の所得区分に応じて、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額としたこと。
- 4 75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費を当該75歳到達時特例対象療養を受けた保険医療機関に支払う場合についても、一部負担金等の額から通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額を控除した額を限度として支払うこととしたこと。

第2 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）の一部改正（改正令第2条並びに附則第4条から第6条まで及び第22条関係）

一 一部負担金等の割合の判定基準に関する事項（健保令第34条等関係）

一部負担金等の割合について、療養を受ける被保険者が、以下のいずれの要件にも該当する場合、一部負担金等の割合が100分の30とならないこととしたこと。

① 標準報酬月額28万円以上かつ厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が383万円以上の者

② 70歳以上の被扶養者がいない者であって、被扶養者であった者（後期高齢者医療の被保険者等（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第7号に規定する者をいう。）となったため被扶養者でなくなった者であって、当該被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して後期高齢者医療の被保険者等である者をいう。）がいるもの

③ 当該被保険者及び②に規定する被扶養者であった者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の合計額が520万円未満の者

また、これに伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号。以下「20年4月改正令」という。）附則第31条の経過措置（平成20年4月の改正により一部負担金の負担割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、一般所得者に係る算定基準額により取り扱う経過措置）の期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

二 高額療養費の支給要件及び支給額等に関する事項（健保令第41条から第43条まで、第44条第1項等関係）

1 次に掲げる療養（2から4までにおいて「75歳到達時特例対象療養」という。）については、世帯合算又は70歳以上の世帯合算の高額療養費の支給額の算出の前に、個人単位で支給額の算出を行うこととしたこと。

① 75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより健康保険の被保険者でなくなった者が、75歳に到達した月に受けた療養

② 75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより健康保険の被扶養者でなくなった者が、75歳に到達した月に受けた療養

③ ①の被保険者の被扶養者が、当該被保険者の75歳に到達した月に受けた療養

2 75歳到達時特例対象療養について適用する高額療養費算定基準額（70歳以上の外来のみに係る高額療養費算定基準額を含む。）は、当該療養を受けた者の年齢及び所得区分に応じて、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額としたこと。

3 75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費を当該75歳到達時特例対象療養を受けた保険医療機関等に支払う場合についても、一部負担金等の額から通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額を控除した額を限度として支払うこととしたこと。

4 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）別紙の「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」に基づき、平成20年度の臨時の特例措置（以下「70歳代前半の特例措置」という。）として、国が高齢受給者が受けた療養に係る一部負担金等の一部に相当する額を高齢受給者に代わって保険医療機関等に支払うこととし、当該経過措置を受けた者に係る高額療養

費の経過措置を20年改正令附則第32条に規定しているところであるが、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合について、75歳到達時特例対象療養を受けた場合も含めた経過措置の規定を定めたこと（改正令附則第5条）。また、これに伴い、20年4月改正令附則第32条の適用期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

三 平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置（健保令附則第5条及び第6条関係）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、平成21年度における高額療養費の算定基準額等について、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合と同様とすることとしたこと。また、平成21年8月から平成22年7月までに受けた療養に係る高額介護合算療養費の介護合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとしたこと。

第3 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（改正令第3条並びに附則第7条から第9条まで及び第22条関係）
健保令の一部改正に準じた改正をすることとしたこと。

第4 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）の一部改正（改正令第6条並びに附則第13条から第15条まで及び第22条関係）

一 一部負担金等の割合の判定基準に関する事項（国保令第27条の2等関係）

一部負担金等の割合について、療養を受ける被保険者が、以下のいずれの要件にも該当する場合、一部負担金等の割合が10分の3とならないこととしたこと。

- ① 課税所得145万円以上かつ厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が383万円以上の者
- ② 同一の世帯に他の70歳以上75歳未満の被保険者がいない者であって、国保令第29条の7第2項第9号イに規定する特定同一世帯所属者がいるもの
- ③ 当該被保険者及び特定同一世帯所属者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の合計額が520万円未満の者

また、これに伴い、20年4月改正令（附則第37条の経過措置（平成20年4月の改正により一部負担金の負担割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、一般所得者に係る算定基準額により取り扱う経過措置）の期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

二 高額療養費の支給要件及び支給額等に関する事項（国保令第29条の2から第29条の4まで、第29条の4の2第1項等関係）

1 次に掲げる療養（2から4までにおいて「75歳到達時特例対象療養」という。）については、世帯合算又は70歳以上の世帯合算の高額療養費の支給額の算出の前に、個人単位で支給額の算出を行うこととしたこと。

- ① 75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者でなくなった者が、75歳に到達した月に受けた療養

② 被用者保険の被保険者が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険の被保険者の被扶養者が、国民健康保険の被保険者の資格を取得した月に受けた療養

③ 国民健康保険組合の組合員が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより当該国民健康保険組合の被保険者の資格を喪失した当該組合員の世帯に属する被保険者が、当該国民健康保険組合の資格を喪失した月に受けた療養

④ 国民健康保険組合の組合員が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより当該国民健康保険組合以外の国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該組合員の世帯に属する被保険者が、当該国民健康保険の被保険者の資格を取得した月に受けた療養

2 75歳到達時特例対象療養について適用する高額療養費算定基準額（70歳以上の外来のみに係る高額療養費算定基準額を含む。）は、当該療養を受けた者の年齢及び所得区分に応じて、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額としたこと。

3 75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費を当該75歳到達時特例対象療養を受けた保険医療機関に支払う場合についても、一部負担金等の額から通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額を控除した額を限度として支払うこととしたこと。

4 70歳代前半の特例措置）として、国が高齢受給者が受けた療養に係る一部負担金等の一部に相当する額を高齢受給者に代わって保険医療機関等に支払うこととし、当該経過措置を受けた者に係る高額療養費の経過措置を20年改正令附則第38条に規定しているところであるが、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合について、75歳到達時特例対象療養を受けた場合も含めた経過措置の規定を定めたこと（改正令附則第14条）。また、これに伴い、20年4月改正令附則第38条の適用期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

三 平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置（国保令附則第2条の2及び第2条の3関係）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、平成21年度における高額療養費の算定基準額等について、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合と同様とすることとしたこと。また、平成21年8月から平成22年7月までに受けた療養に係る高額介護合算療養費の介護合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとしたこと。

第5 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正（改正令第8条関係）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、70歳から74歳までの者に対する平成21年8月から平成22年7月までに受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る高額医療合算介護（介護予防）サービス費

の医療合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとしたこと。(介護保険法施行令附則第11条関係)

第三 施行期日

改正令は、平成21年1月1日から施行する。ただし、平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置に係る改正部分については、平成21年4月1日から施行する。

事 務 連 絡

平成20年11月25日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の 施行に伴う医療機関等における留意事項について

長寿医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月9日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、長寿医療制度に係る75歳到達月の自己負担限度額の特例の創設及び現役並み所得者の判定基準の見直しについて、以下のとりまとめが行われ、これを踏まえ、政府としては、見直しに係る改正政令を11月21日に公布し、来年1月の施行に向けて準備をしているところです。

2. 長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について

- (1) 月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じうる。これについては、従前と同様の限度額となるよう、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1に設定することとし、平成21年1月から実施する。

なお、平成20年4月以降についても、この方針に沿って同様の取扱いとすることとし、具体的な事務手続等をさらに詰める。

- (2) 長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がある。これについては、従前と同様1割負担のままとすることとし、平成21年1月から実施する。

つきましては、11月21日付けで都道府県及び都道府県後期高齢者医療広域連合あて発出した改正政令の施行通知を別添のとおり情報提供いたしますと

ともに、その施行に当たり医療機関等において御留意いただきたい事項について下記のとおりお示ししますので、その内容について御承知いただき、管下関係機関に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

I 75歳到達月の自己負担限度額の特例

1 内容

75歳に到達し、長寿医療の被保険者となった方が、当該75歳に到達した月に療養を受けた場合、個人単位の一部負担金等の合算額について通常の高額療養費の算定基準額の2分の1の算定基準額を適用して高額療養費を支給する特例を設けるものです。(別紙1及び2)

2 留意事項

今回の措置により、来年1月から、75歳年齢到達月における自己負担限度額は別紙3のとおりとなります。

なお、75歳に到達し長寿医療の被保険者となったことにより健康保険の被保険者でなくなった方の被扶養者(被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者に移行することとなる。)が、当該長寿医療被保険者の75歳に到達した月に療養を受けた場合についても、同様に自己負担限度額が2分の1となりますので、御留意いただくようお願いします。

II 現役並み所得者の判定基準の見直し

1 内容

長寿医療制度への移行に伴い、新たに現役並み所得者となった方(※)について、従前と同様の負担割合(1割)となるよう措置するものです。(別紙4)

※ 課税所得145万円以上かつ収入383万円以上の方(世帯内に長寿医療被保険者が一人である方に限る。)であって、その属する世帯の70～74歳の方を含めた収入の合計額が520万円未満である方。

具体的には、現在の被保険者証の「一部負担金の割合」欄に、

- ① 「3割・自己負担限度額一般適用」と記載されているすべての被保険者と、
- ② 「3割」と記載されている被保険者のうち一部の方となります。

2 留意事項

対象となる方については、以下のとおり来年1月からの一部負担金の負担割合を「1割」とした被保険者証を年内（※）に交付することとしていますので、医療機関等において一部負担金の負担割合を確認する際には、御留意いただくようお願いします。

① IIの1の①に該当する被保険者について

「一部負担金の割合」欄に「1割（※平成20年12月31日までは3割・自己負担限度額「一般」適用）」と記載した被保険者証（別紙5）を交付

② IIの1の②に該当する被保険者について

当該被保険者からの申請により要件に該当するかどうか判定した上で、該当する方に対し、「一部負担金の割合」欄に「1割（平成20年12月31日までは3割）」と記載した被保険者証（別紙6）を交付

※ ②に該当する被保険者については、各都道府県後期高齢者医療広域連合において定めた申請期限までに申請のあった場合に限り、年内に交付することとしており、申請期限以降に申請があったものについては、随時交付することとしています。

（担当）

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 反田・嶋

TEL 03-5253-1111

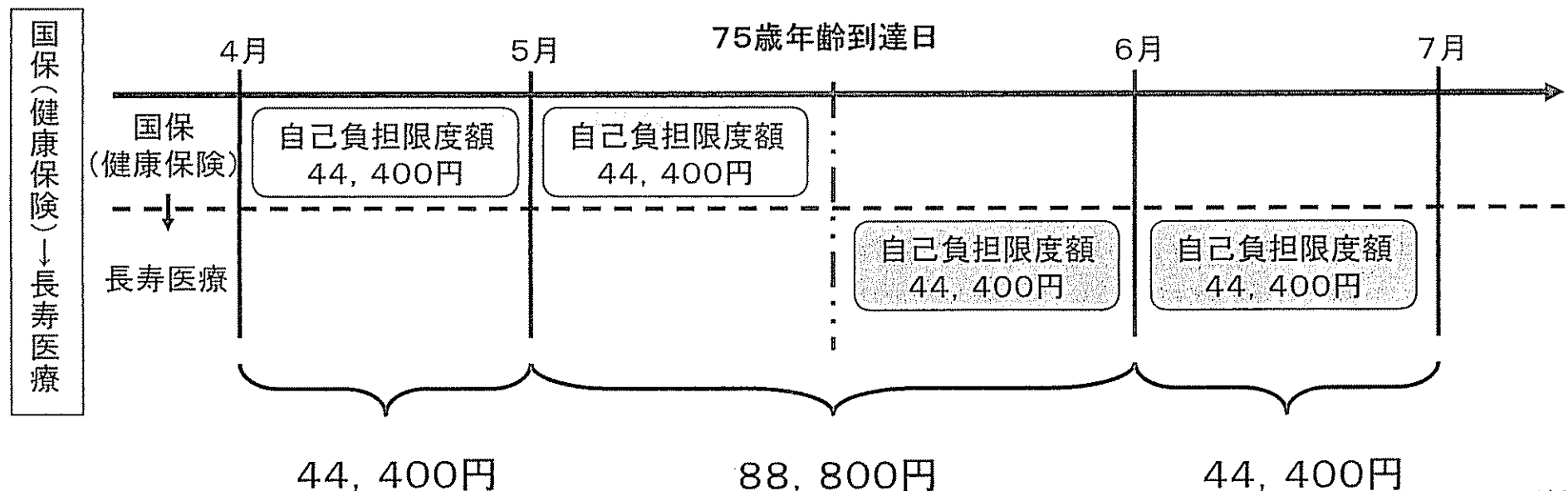
（内線）3199・3198

75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることについて

【概要】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となることが生じうる。

【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

【対応案】

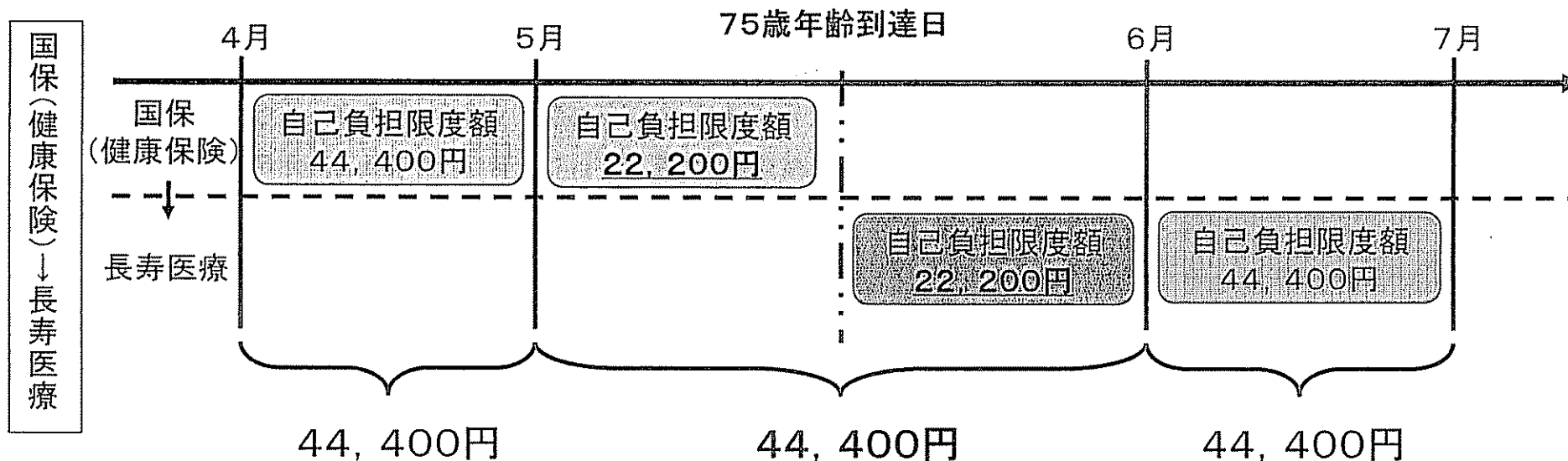
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→（75歳到達月における自己負担限度額の特例）

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

【施行日等】

平成20年11月21日政令改正の公布 平成21年1月1日施行

【具体例】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



※ 被用者保険本人が長寿医療に移行したことにより、その被扶養者が国保に移行する場合も、同様の措置を講ずる。

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の設定方法について

【75歳の誕生日以外】

75歳到達月における自己負担限度額の特例

【75歳の誕生日】

70歳以上			自己負担限度額	
			外来（個人）	（世帯合算）
	現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得145万円以上）		44,400円	80,100円 +1% (44,400円)
	一 般		12,000円	44,400円
	低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ （年金収入80万円以下等）		15,000円



		自己負担限度額		
		外来（個人）	個人合算	（世帯合算）
現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得145万円以上）		22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)
一 般		6,000円	22,200円	44,400円
低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ	4,000円	12,300円	24,600円
	Ⅰ （年金収入80万円以下等）		7,500円	15,000円

（注1）金額は1月当たりの限度額。（ ）内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

（注2）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」における 1%部分は、医療費が、133,500円を超える部分について、1%を負担する。

（注3）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、通常の限度額で世帯合算を行う。

（注2）70歳から74歳の自己負担限度額については、20年度における自己負担限度額である。

長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

【問題の所在】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳以上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けている方を含む)の所得及び収入で判定。

【対応】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70～74歳の方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

※ 上記対象者の要件を満たしている場合であっても、経過措置の申請をしていない者がいることから、各広域連合において、当該要件に該当し得る被保険者あて申請勧奨を行う。

【施行日等】

- 平成20年11月21日政令改正の公布 平成21年1月1日施行

	H20. 4～H20. 7
定率負担	1割
自己負担限度額	44,400円
外来限度額	12,000円



	H20. 8～
定率負担	3割
自己負担限度額	44,400円
外来限度額	12,000円



	H21. 1～
定率負担	1割
自己負担限度額	44,400円
外来限度額	12,000円



後期高齢者医療被保険者証

有効期限

保険者番号										
住 所										
氏 名										
生年月日										
取得年月日										
効 期 日										
付年月日										
郭負担金割合	1 割（平成20年12月31日までは3割）									
保険者番号 に保険 の名称及 記	12345678901234567890 12345678901234567890 									